

ひとり親家庭等医療費受給者証について

■ 次の内容をよくお読みになって使用してください

1. 医療を受けるとき

◆ 北海道内の医療機関（入院・通院、歯科、調剤、柔道整復（整骨院）等）にかかるときは、必ず次のものを医療機関の窓口へ提示して下さい。

- (1) 健康保険証
- (2) ひとり親家庭等医療費受給者証（今回作成した「黄色」）

◆ 母・父は入院のみ、児童は入院・通院ともご利用出来ます。

◆ 属する世帯の市民税の課税状況により、次の一部負担金を支払って下さい。

市民税 非課税世帯 及び 3 歳未満の児童	市民税 課税世帯
平成 27 年 4 月 1 日より無料	<u>3～18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童</u> 上記児童を除いた者（※）
	<u>令和 5 年 8 月 1 日より無料</u> 医療費の 1 割相当額

※ 市民税課税世帯の親及び 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日から 20 歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの間にある者（児童）

2. 医療費受給の対象外のもの

◆ 容器代・おむつ代・文書代・交通費・差額ベッド代等、入院時の食事療養費等、保険適用外の部分は、医療費受給の対象外となり自己負担となります。

3. 北海道外で受診した場合（払戻しの方法）

◆ 北海道外で医療を受けた場合は、一旦、医療機関へ支払していただき、後日、下記のものを持参し請求手続をしていただくと払戻することが出来ます。

- ① 領収証
- ② 印鑑
- ③ ひとり親家庭等医療費受給者証
- ④ 健康保険証
- ⑤ 母または父名義の預貯金通帳

※ 領収証は患者氏名・診療年月日・領収金額・領収印・「保険適用」「保険適用外」の区分が明確なものでなければなりません。（レジのレシートなどは不可）

4. 利用できない医療

◆ 次の場合、ひとり親家庭等医療給付は利用出来ませんのでご注意ください。

- ◎ 第三者行為（交通事故等）による医療
- ◎ 保育所・幼稚園・学校等での事故・ケガ等による医療

5. 手続きが必要な場合

◆ 次の場合、各種届出が必要となりますので、速やかに市担当窓口へお越し下さい。

- ① 住所・氏名・健康保険証が変わった場合（変更届）
- ② 主たる生計維持者が変わった場合（同意書の再提出）
- ③ 他の市町村へ転出する場合（喪失届）
- ④ 婚姻（事実婚を含む）された場合（喪失届）
- ⑤ 生活保護を受けることになった場合（喪失届）

（裏面へ）

～ 医療費が高額になりそうな時 ～ 『 限度額適用認定証 』 について

◆この認定証は、医療機関等の窓口での支払いが高額な負担となった場合、窓口負担を高額療養費限度額まで軽減でき、また、市民税非課税世帯については食費等標準負担額の減額の証明となります。

◆重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方については、窓口での自己負担額については変更はございませんが、高額療養費の委任受領の事務軽減など、当市の医療給付事務の軽減が図られるものであります。

つきましては、趣旨をご理解いただき、入院される時等は各保険者から「限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受け、活用していただけますようお願い致します。

国保加入者	それ以外の保険加入者
市役所 保健課国保・年金担当（窓口10番） 保険証、印鑑を持参のうえお手続きをお願いします	各加入健康保険者で手続きをお願いします 詳しくは、保険者へお問い合わせ願います

（ お問い合わせ ）

根室市役所 健康福祉部こども子育て課こども子育て担当（窓口18番）
電話 23-6111（内線2186）